

平成28年

春季全国火災予防運動の実施について

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。



【実施期間】

3月1日(火)～3月7日(月)の7日間

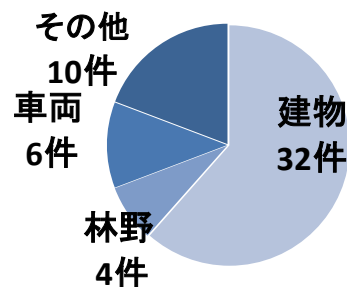
【平成27年度全国統一防火標語】

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

火災発生状況

平成27年の一年間において、
当消防組合管内では52件の火災が発生
しました。なかでも建物火災が32件と全体
の62%を占めています。

平成27年一年間の火災発生状況



多くの火災はちょっとした不注意が原因で発生しています！！

一人ひとりが防火を心がけ、尊い生命と貴重な財産を火災から守るため、
住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理をお願いします！

これからの季節は枯れ草火災に注意！

屋外での野焼きは原則禁止されています！

害虫駆除のための野焼きは市町村の担当課へご相談ください。
消防署への「届出」も忘れずに！



枯れ草焼却では、

- ・急に風向きが変わり、思わぬ方向に延焼拡大します。
 - ・火の回りが異常に早いです。
 - ・日光にさえぎられ、火の所在がわからない場合があります。
- 以上のことに注意が必要です。

※届出をしても煙等による苦情があった場合、焼却作業をやめていただくことがあります。
(近年は焼却等における苦情の通報が増えています。)

【裏面もご覧ください】

【問合せ】須賀川地方広域消防組合 消防本部予防課 Tel 0248-76-3114



すべてのご家庭に 住宅用火災警報器の設置と 適切な維持管理を！



平成18年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられ、9年が経過し電池切れの時期をむかえます。誤作動防止のためにも本体交換と定期的な作動確認をしましょう！

住宅用火災警報器は、 10年を目安に交換を おすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



〔設置時期を調べるには〕

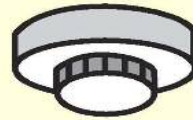
火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら！

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。



これから10年間、
また安心を見守るよ！



記入例
設置年月 2014年9月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー



ピーピーピー
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

！
ご注意ください

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自治体が定める条例に従って廃棄してください。